

平成 27 年清瀬市議会第 2 回会

市長提出議案

議案番号	件 名	概 要	議決日 結 果
議 案 第 33 号	専決処分の報告について (清瀬市市税条例等の一部 を改正する条例) ……(継続審査)平成 27 年 第 1 回臨時会	<p>去る 3 月 31 日に公布された地方税法等の一部を改正する法律(平成 27 年法律第 2 号)の施行に伴い、清瀬市市税条例等の一部を改正する条例(平成 27 年清瀬市条例第 14 号)を地方自治法第 179 条第 1 項の規定により専決処分したので、同法同条第 3 項の規定により議会に報告するとともに、承認を求めるものです。</p> <p>主な内容</p> <p>1 専決処分番号 平成 27 年第 4 号</p> <p>2 専決処分日 平成 27 年 3 月 31 日</p> <p>3 主な改正内容</p> <p>(1) ふるさと納税のワンストップ化を新設 「ふるさと納税」の寄附に係る住民税所得割の特例控除限度額を、一割から二割に相当する額に引き上げます。また、給与所得者等が寄附を行う場合は、確定申告をすることなく税控除を受けられる「ふるさと納税ワンストップ特例制度」を創設します。</p> <p>(2) 二輪車等への新税率適用開始を 1 年間延期 平成 27 年 4 月 1 日までに取得した原動機付自転車等に賦課する軽自動車税の新税率について、軽四輪車との課税の均衡を図るため、適用を一年延期して平成 28 年度分以後からとします。</p> <p>(3) 土地に係る税の負担調整措置の特例を 3 年間延長 宅地等の負担調整措置の特例を平成 29 年度まで延長し、土地税額の急激な上昇を抑えるようにします。</p> <p>(4) サービス付き高齢者向け賃貸住宅の固定資産税を減額(わがまち特例) 新築したサービス付き高齢者向け賃貸住宅に賦課する固定資産税の減額措置を、実質 2 年間延長します。</p>	6月24日 承認
議 案 第 34 号	専決処分の報告について (清瀬市都市計画税条例の 一部を改正する条例) ……(継続審査)平成 27 年	<p>去る 3 月 31 日に公布された地方税法等の一部を改正する法律(平成 27 年法律第 2 号)の施行に伴い、清瀬市都市計画税条例の一部を改正する条例(平成 27 年清瀬市条例第 15 号)を地方自治法第 179 条</p>	6月24日 承認

	第1回臨時会	<p>第1項の規定により専決処分したので、同法同条第3項の規定により議会に報告するとともに、承認を求めるものです。</p> <p>主な内容</p> <p>1 専決処分番号 平成27年第5号</p> <p>2 専決処分日 平成27年3月31日</p> <p>3 主な改正内容</p> <p>(1) 土地に係る税の負担調整措置の特例を3年間延長</p> <p>宅地等の負担調整措置の特例を平成29年度まで延長し、土地税額の急激な上昇を抑えるようにします。</p>	
議案 第35号	<p>専決処分の報告について（清瀬市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）……（継続審査）平成27年第1回臨時会</p>	<p>去る3月31日に公布された地方税法施行令等の一部を改正する政令（平成27年政令第161号）の施行に伴い、清瀬市国民健康保険税条例の一部を改正する条例（平成27年清瀬市条例第16号）を地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したので、同法同条第3項の規定により議会に報告するとともに、承認を求めるものです。</p> <p>主な内容</p> <p>1 専決処分番号 平成27年第6号</p> <p>2 専決処分日 平成27年3月31日</p> <p>3 主な改正内容</p> <p>低所得者の国民健康保険税の軽減措置を拡大するため、国民健康保険税の5割軽減及び2割軽減世帯の軽減判定所得を引き上げます（5割軽減判定所得＝24万5千円→26万円、2割軽減判定所得＝45万円→47万円）。</p>	6月24日 承認
議案 第37号	清瀬市基本構想の議会の議決に関する条例	市の将来像である清瀬市基本構想を市議会の議決を経て策定できるようにするため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第2項の規定に基づき、新たに条例を制定するものです。	6月24日 可決
議案 第38号	清瀬市職員の配偶者同行休業に関する条例	<p>市職員からの申請があつて、市長が公務の運用に支障がないと認めるときは、市職員の勤務成績その他事情を考慮して地方公務員法（昭和25年法律第261号）の規定に基づき、一時的に公務を休業して市職員が配偶者と共に外国に滞在する「配偶者同行休業」を認めることができるよう、新たに条例を制定するものです。</p> <p>主な規定の内容</p> <p>1 休業承認の期間 3年以下</p>	6月24日 可決

		2 配偶者が外国に滞在する事由 外国での勤務による滞在、外国での経営又は個人事業による滞在、外国での修学による滞在等	
議 案 第 39 号	清瀬市防犯カメラ設置及び運用に関する条例	<p>市内の公共の場所に防犯カメラを設置して運用するにあたり、設置した防犯カメラを適正に管理及び運用させて市民等の権利利益の保護を図るとともに、ひいては市民にとって安全及び安心なまちづくりの推進に寄与する防犯カメラの活用ができるようにするため、新たに条例を制定するものです。</p> <p>主な規定の内容</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 公共の場所に防犯カメラを設置する者に設置運用基準を定めさせます。 2 防犯カメラの設置者及び管理責任者等が適切に防犯カメラを管理及び運用できるようにするため、管理及び運用の基準を定めます。 3 防犯カメラの設置者に対し、市民等が自己の映像データの開示を申出できるよう定めます。 4 市民等は、防犯カメラの運用及び映像データの入手に関して、設置者等に苦情の申出ができるよう定めます。 	6月24日 可 決
議 案 第 40 号	清瀬市立公園条例の一部を改正する条例	<p>市立清瀬内山運動公園サッカー場及び市立第三運動公園内クラブハウスの改修工事が近々に終了することから、新たな施設として整備する「下宿第三運動公園サッカー場夜間照明施設」を一般貸出できるよう、新たに使用料等を規定する一部改正をするものです。</p> <p>併せて、市立清瀬金山緑地公園に隣接する現在の駐車場を公の施設として規定し、使用者に公平な負担を求められるよう、使用料を規定します。</p> <p>主な規定の内容</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 下宿第三運動公園サッカー場夜間照明 使用料を1時間につき1,000円とする。(清瀬内山運動公園に同じ。) 2 清瀬金山緑地公園駐車場 使用料を1時間につき300円とする。(最初の30分までは使用料を徴収しない。車長5m以内の自動車を対象として使用を承認。公の施設の運営を指定管理者に委ねられるよう規定) 	6月24日 可 決
議 案 第 41 号	清瀬市下水道条例の一部を改正する条例	下水道の施設整備にあたって国から借り入れた借入金を低金利のものへ借換えるため、市は、公的資	6月24日 可 決

		<p>金補償金免除繰上償還を執行できるよう、国の指導のもと「清瀬市下水道事業経営健全化計画」を策定しました。</p> <p>この計画を実質的に推進させるため、市は、下水道使用料金区分の基本料金に規定する排出量の起算を、「10立方メートル」から「8立方メートル」に改める一部改正をするものです。</p>	
議案 第42号	清瀬市道の路線の廃止について	<p>市道の付け替え交換に伴い、市道の路線を廃止するものです。</p> <p>清瀬市道3118号線 (中里一丁目、市営中里第三住宅南側)</p>	6月24日 承認
議案 第43号	清瀬市道の路線の認定について	<p>開発に伴う無償譲渡受け入れにより、新たに市道の路線を認定するものです。</p> <p>清瀬市道3403号線 (野塩一丁目、市立野塩地域市民センター北西側)</p> <p>清瀬市道1344号線 (下宿二丁目、市立下宿第二運動公園南西側)</p> <p>清瀬市道1345号線 (下宿二丁目、市立下宿第二運動公園南西側)</p> <p>清瀬市道1346号線 (下宿二丁目、市立下宿第二運動公園南西側)</p>	6月24日 承認
議案 第44号	清瀬市副市長の選任について	<p>清瀬市副市長の任期満了に伴い、新たに地方自治法(昭和22年法律第67号)第162条の規定に基づき清瀬市副市長を選任するため、同条により議会の同意を求めるものです。</p> <p>選任候補者 住所 東京都東大和市中央四丁目1014番地1 氏名 <small>なかざわひろゆき</small> 中澤弘行</p>	6月24日 同意
議案 第45号	清瀬市固定資産評価審査委員会委員の選任について	<p>清瀬市固定資産評価審査委員会委員の任期満了に伴い、新たに地方税法(昭和25年法律第226号)第423条第3項の規定に基づき清瀬市固定資産評価審査委員会委員を選任するため、同条同項により議会の同意を求めるものです。</p> <p>選任候補者</p>	6月24日 同意

		住 所 東京都清瀬市上清戸一丁目8番4号 氏 名 田 中 宏 <small>た なか ひろし</small>	
議 案 第 4 6 号	清瀬市固定資産評価審査委員会 委員の選任について	清瀬市固定資産評価審査委員会委員の任期満了に伴い、新たに地方税法第423条第3項の規定に基づき清瀬市固定資産評価審査委員会委員を選任するため、同条同項の規定により議会の同意を求めるものです。 選任候補者 住 所 東京都清瀬市上清戸一丁目14番9号 氏 名 木 村 則 男 <small>き むら のり お</small>	6月24日 同 意